

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	社会福祉法			法令番号	昭和26年法律第45号		
手続名	施設を設置する第1種社会福祉事業の許可を受けた者が申請事項を変更した際の許可			根拠条項	第63条第2項		
審査基準	施設経営に係る許可事項の変更の許可については、第63条第3項により第62条第4項を準用することとなっており、「施設を設置する第1種社会福祉事業の許可」と同様の基準により審査する。						
	受付機関	こども家庭課	処理機関	こども家庭課	交付機関	こども家庭課	標準処理期間 20日
					標準経過期間 一日		17